景観形成基準チェックシート

【行為の種類】　建築物の建築等　・　工作物の建設等　・　開発行為　・　屋外における物件の堆積

【共通】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　　準 | 行為の場所に係る区域区分等 | 配慮した点 | 助言・指導（記入しないでください） | 協議・確認結果（記入しないでください） |
| 景観エリア、景観軸、景観形成拠点における景観形成の方針に基づいた計画・設計を行い、地域全体としての景観の調和並びに周辺景観との調和に配慮すること。↓「和泉市景観ガイドライン」34～37ページに示す「景観形成の方針」及び「配慮項目」を参照してください。 | 景観エリア□ 農地と一体となった集落景観エリア□ 既成市街地景観エリア□ 新市街地景観エリア□ 農村景観エリア□ 都市と自然の交流景観エリア□ 里山景観エリア |  |  |  |
| 景観軸□ 該当なし□ 道路景観軸□ 河川景観軸□ 歴史街道景観軸 |  |  |  |
| 景観形成拠点□ 該当なし□ 賑わいの景観形成拠点□ 緑と憩いの景観形成拠点□ 文化・芸術の景観形成拠点□ 地域づくりの景観形成拠点 |  |  |  |

【建築物の建築等】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 基　　準 | チェック(自己評価) | 配慮した点 | 助言・指導（記入しないでください） | 協議・確認結果（記入しないでください） |
| 適合 | 該当なし |
| 眺　望 | ・高さや形態・意匠・色彩が別表１に定める主要眺望点からの眺望景観を阻害しないこと。 |  |  | ※「眺望への影響評価図」に配慮した点を記入してください。 |  |  |
| 配　置規　模 | ・周辺と壁面線やスカイラインを揃えるなど、まちなみの連続性に配慮した配置・規模とすること。 |  |  |  |  |  |
| 形　態意　匠 | ・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をすること。 |  |  |  |  |  |
| ・周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としないこと。 |  |  |
| 色　彩 | ・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしないこと。 |  |  |  |  |  |
| ・地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。 |  |  |
| ・外壁は、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮すること。 |  |  |
| ・ベースカラーは、色彩基準（使用可能なマンセル値の範囲）に適合すること。 |  |  |
| ・サブカラーは、外壁各面で１／３の面積とし、ベースカラーとの調和に配慮した上で、色彩基準に適合すること。 |  |  |
| ・アクセントカラーは、外壁各面で1／20以下の面積とし、サブカラーの面積と合計して外壁各面で１／３以下の面積とすること。 |  |  |
| 外壁に設置するもの | ・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をすること。 |  |  |  |  |  |
| ・屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をすること。 |  |  |
| ・エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しないこと。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をすること。 |  |  |
| 屋上に設置するもの | ・高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をすること。 |  |  |  |  |  |
| ・屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をすること。 |  |  |
| 緑　化外構等 | ・駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をすること。 |  |  |  |  |  |
| ・道路に面する敷際には、緑を適切に配置すること。 |  |  |
| ・緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討すること。 |  |  |

【工作物の建設等】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 基　　準 | チェック(自己評価) | 配慮した点 | 助言・指導（記入しないでください） | 協議・確認結果（記入しないでください） |
| 適合 | 該当なし |
| 眺　望 | ・高さや形態・意匠・色彩が別表１に定める主要眺望点からの眺望景観を阻害しないこと。 |  |  | ※「眺望への影響評価図」に配慮した点を記入してください。 |  |  |
| 配　置規　模 | ・周辺と壁面線やスカイラインを揃えるなど、まちなみの連続性に配慮した配置・規模とすること。 |  |  |  |  |  |
| 形　態意　匠 | ・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をすること。 |  |  |  |  |  |
| 色　彩 | ・外観の基調となる色彩は、著しく派手なものとしないこと。 |  |  |  |  |  |
| ・地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。 |  |  |
| ・外観の色彩は、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮すること。 |  |  |
| ・ベースカラーは、色彩基準（使用可能なマンセル値の範囲）に適合すること。 |  |  |
| ・サブカラーは、工作物の各面で１／３の面積とし、ベースカラーとの調和に配慮した上で、色彩基準に適合すること。 |  |  |
| ・アクセントカラーは、工作物の各面で1／20以下の面積とし、サブカラーの面積と合計して工作物の各面で１／３以下の面積とすること。 |  |  |
| 緑　化外構等 | ・道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 |  |  |  |  |  |
| ・緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討すること。 |  |  |
| 地上に設置する太陽光発電施設 | ・樹木を伐採して設置しないこと。やむを得ず伐採する場合は、敷地内に在来種等を用いて緑化すること。 |  |  |  |  |  |
| ・道路等から展望できる部分においては、緑化やルーバー等による修景を行うこと。 |  |  |

【開発行為】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　　準 | チェック(自己評価) | 配慮した点 | 助言・指導（記入しないでください） | 協議・確認結果（記入しないでください） |
| 適合 | 該当なし |
| ・地形の改変を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。 |  |  |  |  |  |
| ・擁壁は、周辺景観と調和した形態・材料を用いること。 |  |  |
| ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。 |  |  |

【屋外における物件の堆積】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基　　準 | チェック(自己評価) | 配慮した点 | 助言・指導（記入しないでください） | 協議・確認結果（記入しないでください） |
| 適合 | 該当なし |
| ・整然とした堆積を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・柵等による遮蔽・修景を行うこと。 |  |  |  |  |  |

景観誘導指針チェックシート

【行為の種類】　屋外広告物の表示等

【共通：掲出物件】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 指　　針 | チェック(自己評価) | 配慮した点 | 助言・指導（記入しないでください） | 協議・確認結果（記入しないでください） |
| 適合 | 該当なし |
| 色　彩 | ・外観の基調となる色彩は、著しく派手なものとしないこと。 |  |  |  |  |  |
| ・地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。 |  |  |
| ・外観の色彩は、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮すること。 |  |  |
| ・ベースカラーは、色彩基準（使用可能なマンセル値の範囲）に適合すること。 |  |  |
| ・サブカラーは、工作物の各面で１／３の面積とし、ベースカラーとの調和に配慮した上で、色彩基準に適合すること。 |  |  |
| ・アクセントカラーは、工作物の各面で1／20以下の面積とし、サブカラーの面積と合計して工作物の各面で１／３以下の面積とすること。 |  |  |

【屋外広告物（デジタルサイネージ等を除く）】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 指　　針 | チェック(自己評価) | 配慮した点 | 助言・指導（記入しないでください） | 協議・確認結果（記入しないでください） |
| 適合 | 該当なし |
| 色　彩 | ・色数は極力少なくし、コントラストの強い配色は避けるような工夫をすること。 |  |  |  |  |  |
| ・周辺の景観の特徴を踏まえ、自己の建物や周囲の建物、山や空などの自然と調和した色彩を採用し、まちなみや自然景観との一体感を持たせるような工夫をすること。 |  |  |
| ・表示面の地色は、すべての色相について、明度６以上、彩度４以下とすること。 |  |  |
| デザイン | ・和泉市の景観イメージを向上させるようなデザイン性の高い広告とすること。 |  |  |  |  |  |
| 屋上広告物の表示面積 | ・１面あたり30㎡以下とする。 |  |  |  |  |  |
| 照明付広告物の照明等 | ・まぶしすぎない明るさとし、過度な点滅は避け、漏れ光による周辺への影響を抑えるよう配慮すること。 |  |  |  |  |  |

【デジタルサイネージ等】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 指　　針 | チェック(自己評価) | 配慮した点 | 助言・指導（記入しないでください） | 協議・確認結果（記入しないでください） |
| 適合 | 該当なし |
| 輝　度 | ・まぶしすぎない明るさとし、夜間においては周辺状況に配慮すること。 |  |  |  |  |  |
| 色　彩 | ・低彩度色を基調とすること。 |  |  |  |  |  |
| その他 | ・表示面の地色は、すべての色相について、明度６以上、彩度４以下とすること。 |  |  |  |  |  |
| ・原則として、音は出さないこと。 |  |  |
| ･ 信号付近の設置は避けること。 |  |  |

眺望への影響評価図

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる主要眺望点 | 眺望への影響評価図（フォトモンタージュ等） |
| 　□　池上曽根遺跡　　　　　□　黒鳥山公園　　　　　　□　黒石大橋 |  |
| 主要眺望点と行為地の位置 |
|  |
| 配慮した点 | 助言・指導（記入しないでください） | 協議・確認結果（記入しないでください） |
|  |  |  |